

利根川下流管内における 不法係留船対策に関する資料

目 次

1. 利根川下流管内の不法係留船の状況	1
2. 不法係留船対策の取組	7
3. 利根川下流管内の係留施設の状況	13
4. 不法係留船による河川管理上の問題	16
5. 放置艇ゼロ隻の早期達成に向けた行動方針（案）	18
6. 今後の利根川下流管内の不法係留船対策	19

令和4年7月

国土交通省 関東地方整備局 利根川下流河川事務所

1. 利根川下流管内の不法係留船の状況（1）

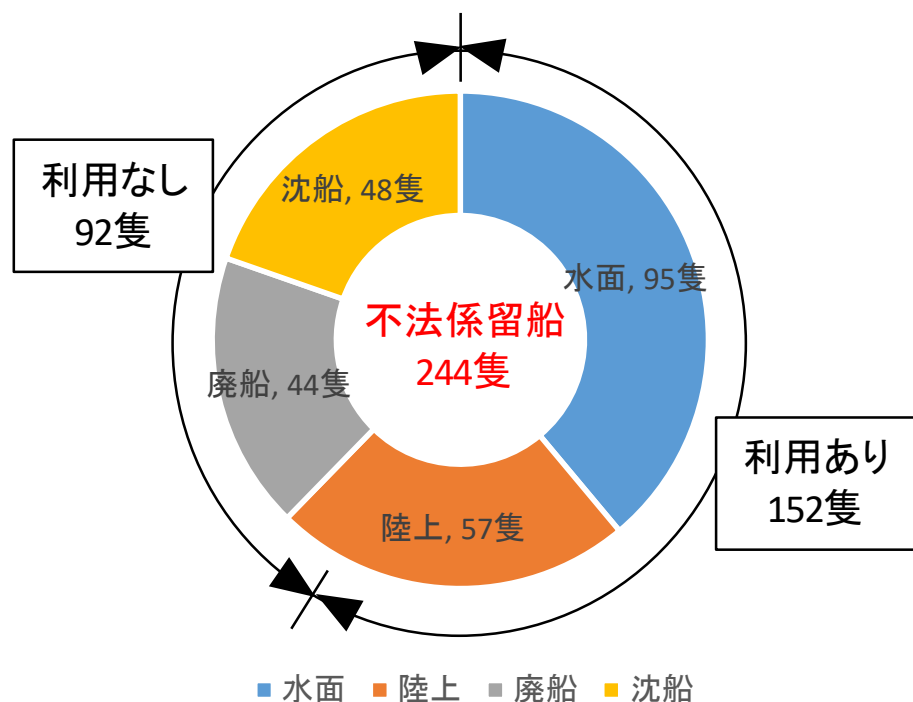
○不法係留船とは

河川管理者の許可を得ずに河川内に係留、放置等されている船舶は、河川法違反となり、不法な係留船として『不法係留船』と呼んでいます。

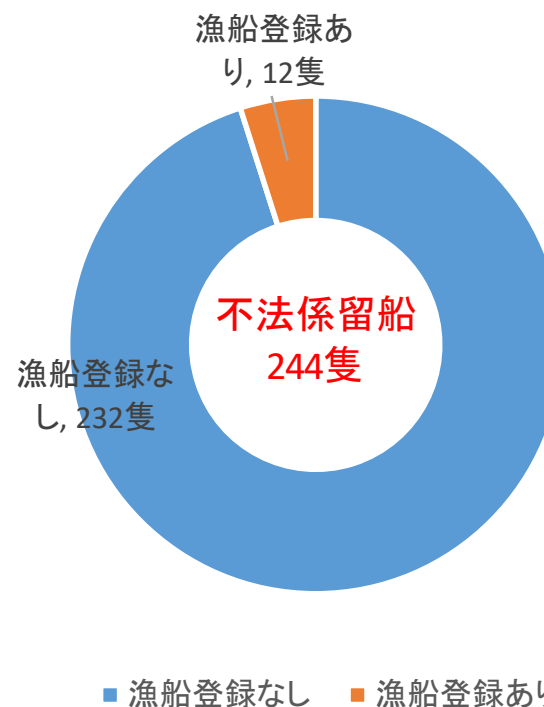
○不法係留船の確認数

- ・現在、利根川下流管内には244隻の不法係留船が確認されている。（令和4年2月現在）
- ・その内、利用されている不法係留船は152隻（水面95隻+陸上57隻）、利用されておらず廃棄物と判断された船舶が92隻（廃船44隻+沈船48隻）であった。
- ・確認されている不法係留船の大部分は、漁船登録がされていない船舶であった。

不法係留船の内訳（R4.2月現在）



不法係留船の漁船登録の有無（R4.2月現在）

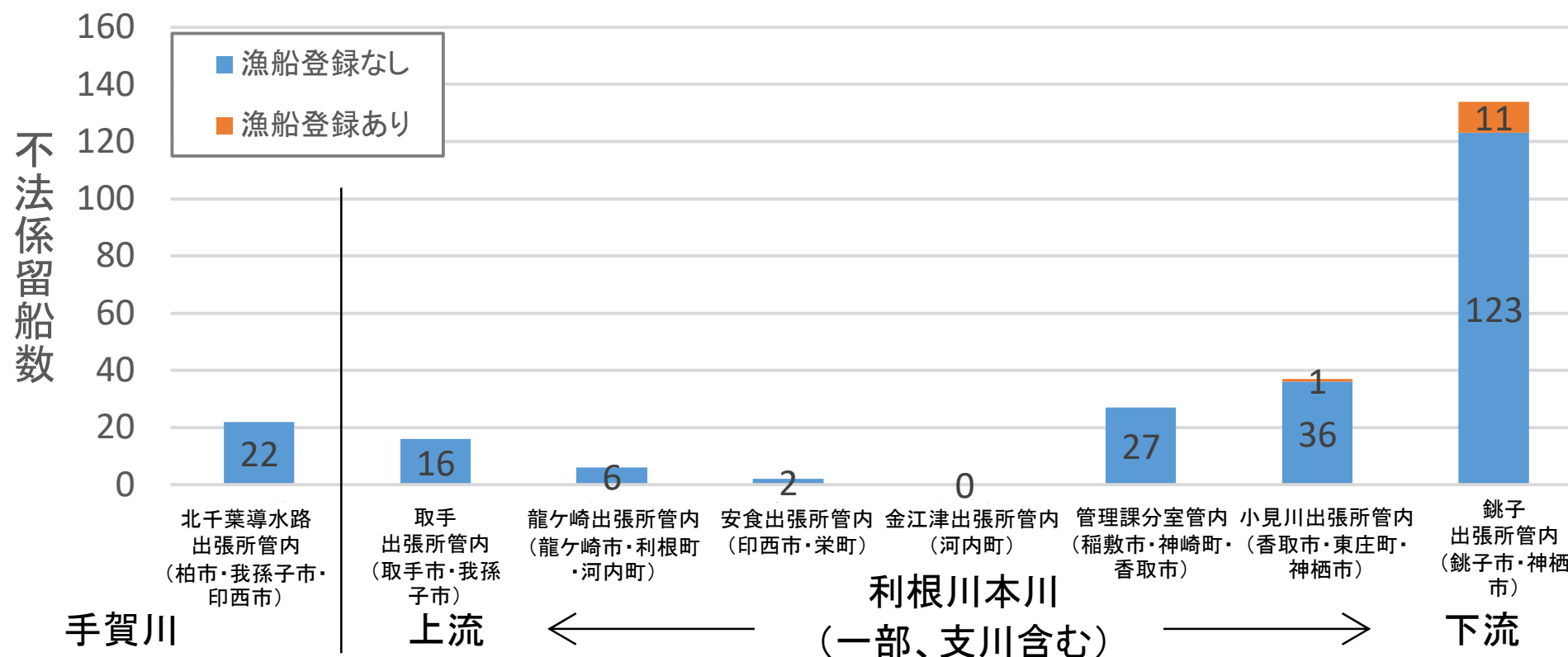


1. 利根川下流管内の不法係留船の状況（2）

○不法係留船の確認数

- ・出張所別に見ると、河口部の銚子出張所管内で134隻と全体の5割程度の不法係留船が確認されている。
- ・今後、係留船対策計画に含める予定の手賀川は、22隻の不法係留船が確認されている。

不法係留船の内訳（R4.2月現在）



○不法係留船の分布状況(R4.2月現在)



○不法係留船の分布状況(R4.2月現在)



1. 利根川下流管内の不法係留船の状況（5）

○不法係留船の種類

- ・不法係留の船舶としては、海域でのプレジャーではなく、河川内での使用が想定されたサッパ船や和船等が大部分を占めた。
- ・令和元年東日本台風により水際や高水敷に漂着し、後に放置されたと思われる不法係留船が散見されている。
- ・小型船舶登録がされておらず所有者不明の船舶や、未使用船舶が多く確認されている。

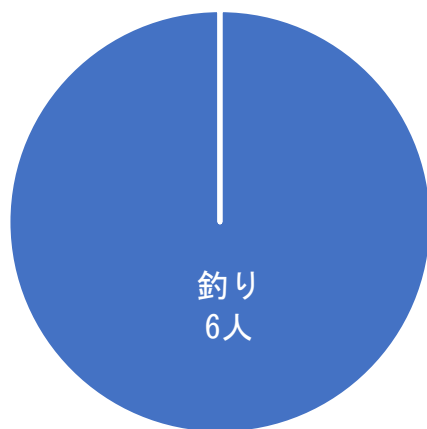


1. 利根川下流管内の不法係留船の状況（6）

○不法係留船舶の所有者の状況(アンケート結果)

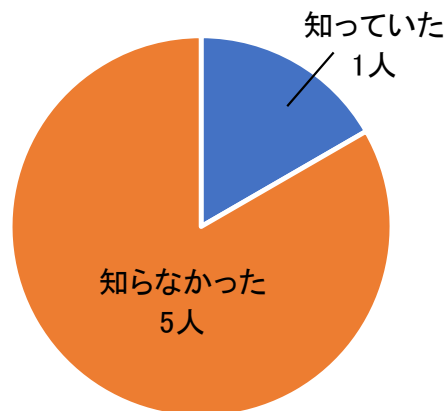
- ・不法係留船舶の内、船舶番号等により船舶の名義人調査を行い、所有者名・現住所が把握された27名に対し、郵送式のアンケートを実施した。
- ・その結果、22名に配布(5名は宛先不明で戻り)され、その内6名から回答が得られた。

活動目的 (n=6)



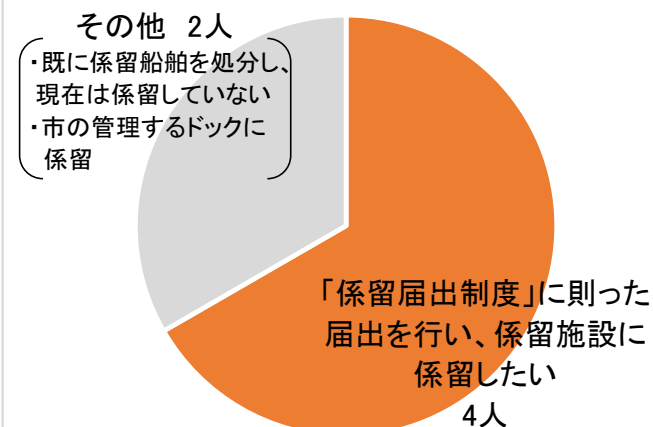
回答者6名の活動目的は釣りであった。

届出制度の認知度 (n=6)



係留届出制度(占用許可)の認知度が低い状況であった。

係留船舶の今後の対応予定 (n=6)



「係留届出制度(占用許可)に則った届け出を行い、係留施設に係留したい。」という回答が大部分を占めた。

2. 不法係留船対策の取組（1）【国の取組】

○不法係留対策に係る経緯

- ・「計画的な不法係留船対策の促進について（平成10年2月）」を受け、平成17年7月に利根川下流部にて係留船対策計画が策定され、地域合意のもと不法係留の解消を目指してきた。
- ・その後、平成25年5月に平成25年度からの10年間で放置艇ゼロ隻とすることが目標に掲げられるとともに、平成26年4月に河川法にて放置艇について罰則が規定された。

◆平成10年2月 「計画的な不法係留船対策の促進について」（河川局長通達）

平成7年度及び9年度に河川法の改正が行われ、簡易代執行制度の創設等による所有者不明船舶の撤去促進の措置が執られましたが、不法係留船はかなりの数になりつつあり、また、マリーナ等の恒久的な係留・保管施設の建設は十分に進んでいません。このような状況の下では、河川によっては一挙に強制的な撤去措置を執ることが困難な状況にあります。

このため、不法係留船対策の実効を上げるためには、河川管理上の支障の程度等に応じて、計画的に対策を講じることが必要となってきました。

今後は下記の点に十分留意して、計画的に不法係留船対策を促進を行います。

1. 不法係留船対策に係る計画の策定について
2. 重点的撤去区域における不法係留船対策の実施について
3. 暫定係留区域における不法係留船対策の実施について
4. 斜路及び船舶上下架施設の設置について
5. その他

◆平成16年7月 利根川下流部水面利用協議会の設立

利根川下流部の果たす多様な機能を保持しつつ、秩序ある水面利用の有り方について協議し、提言を行うため、学識者・漁業協同組合・水面利用関係者等・沿川自治体・海上保安庁・警察・関係行政部局の代表によって設立。

◆平成17年7月 「利根川下流部係留対策計画」を策定

係留船対策計画を策定し、利根川下流部の地域合意として、秩序ある係留環境への指針を作成。

◆平成25年5月 「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」を策定（国土交通省、水産庁）

推進計画では、河川、港湾及び漁港の三水域における放置艇を平成25年度からの10年間（令和4年度が目標年）でゼロ隻とすることを目標に掲げています。（P7参照）

◆平成26年4月 河川法施行令等の一部改正による放置艇対策の推進について

「船舶等の放置を禁止する規定及び罰則規定（河川法施行令 第16条の4及び第59条）」により、河川区域内にみだりに船舶その他の物件で河川管理者が指定したものを捨て、又は放置することを禁止する旨を規定しています。（P8参照）

2. 不法係留船対策の取組（2）【国の取組】

○プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画（平成25年5月策定）

- ・推進計画では、河川、港湾及び漁港の三水域における放置艇を平成25年度からの10年間（令和4年度が目標年）でゼロ隻とすることを目標に掲げている。
- ・利根川下流河川事務所では、上記目標達成に向け、警告看板設置による注意喚起や不法係留船所有者に対しての直接指導、不法係留船の撤去等を実施している。（P10参照）

□推進計画の概要

・東日本大震災を教訓として、今後想定される南海トラフ巨大地震等の津波による背後住居への二次被害が懸念。

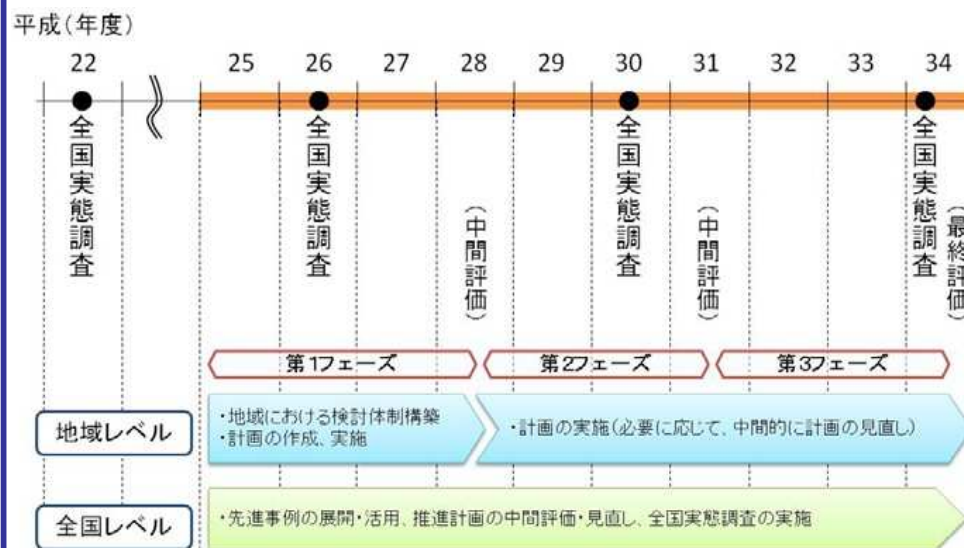
・港湾、河川、漁港の三水域が取り組んできたそれぞれの放置艇対策を更に実効的に推進することが必要。

・国土交通省と水産庁は、港湾・河川・漁港等の管理者、マリン関係団体、プレジャーボート利用者等が連携して取り組むべき施策を総合的にとりまとめ、各々の関係者が着実に実践することを目的に推進計画を策定。

・本推進計画は、10年間で放置艇の解消を目標

□ロードマップ

・目標達成に向け、地域レベルと全国レベルの双方の観点からPDCAの取り組みを一体的に進める。



2. 不法係留船対策の取組（3）【利根川下流河川事務所の取組】

○船舶の捨て、放置の禁止を指定【罰則対象】

- ・河川法施行令等の一部改正（平成26年4月）により、船舶など河川管理者が指定したものをみだりに捨て又は放置することが禁止行為として追加され、罰則の対象となった。
- ・上記改正を受け、利根川下流河川事務所では、平成27年4月10日付で、放置艇対策の強化を目的に、管理する利根川等で「船舶」を指定した。

河川法施行令

（河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止）

第十六条の四 何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 河川を損傷すること。
- 二 河川区域内の土地（高規格堤防特別区域内の土地を除く。次号及び第十六条の八第一項各号において同じ。）に次に掲げるものを捨て、又は放置すること。ただし、河川区域内において農業、林業又は漁業を営むために通常行われる行為は、この限りでない。
- イ 船舶その他の河川管理者が指定したもの
- ロ 土石（砂を含む。以下同じ。）
- ハ イ又はロに掲げるもののほか、ごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物又は廃物
- 三 次に掲げる区域に・・・・・・・・

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条の三第一項の規定に違反して、竹木を流送した者
- 二 第十六条の四第一項の規定に違反して、河川区域内の土地に同項第二号イからハまでに掲げるものを捨て、又は放置した者
- 三 第十六条の四第一項の規定に違反して、・・

利根川
下流で
の対応



利根川下流河川事務所

Tonegawa-Karyu River Office

[利根川下流河川事務所ホーム](#) > [事業紹介](#) > [管理](#) > 船舶の放置行為に罰則が適用されます！ ～利根川水系利根川等の国が管理する区間で指定～

事業紹介

管理

船舶の放置行為に罰則が適用されます！ ～利根川水系利根川等の国が管理する区間で指定～

平成27年 4月10日

河川法施行令改正(平成26年4月1日施行)により、船舶など河川管理者が指定したものを「みだりに捨て又は放置すること」が禁止行為として追加され、罰則適用の対象となりました。

利根川下流河川事務所では、放置艇対策をより強化することを目的に、管理する利根川等で「船舶」を指定しました。

【船舶の放置等を禁止する河川】

利根川水系利根川、長門川、手賀川（いずれも指定区間外）及び北千葉導水路

【罰則の概要】

3か月以下の懲役又は20万円以下の罰金
(河川法施行令第59条第2号)

【罰則適用の施行日】

平成27年4月20日施行(同年4月10日官報により公示)

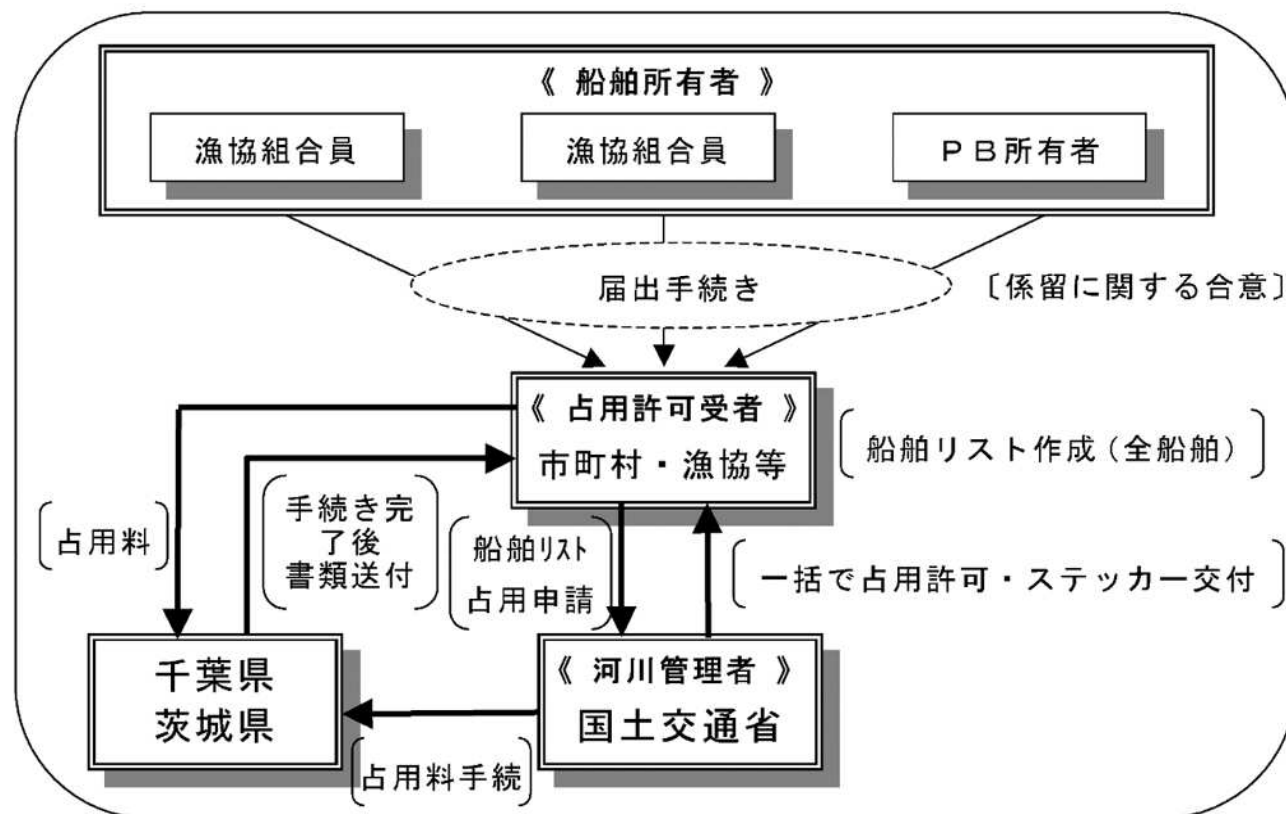
別紙・参考資料

[区域指定河川図（利根川水系）](#) [PDF: 696KB]

2. 不法係留船対策の取組（４）【利根川下流河川事務所の取組】

○河道内への船舶の係留の仕組み

- ・漁業協同組合に対し、河川管理上問題の無い箇所に設置されている係留杭等を暫定係留施設として許可し、係留届出制度により認められた船舶を係留許可船としている。
- ・現在、係留届出制度を活用し対応している船舶は主に漁船となっており、係留許可船にはステッカーを添付している。



係留届出制度



係留届出制度ステッカー

2. 不法係留船対策の取組（5）【利根川下流河川事務所の取組】

○不法係留船への対応

- ・利根川下流河川事務所では、不法係留船に対し、警告看板により不法行為に対する注意喚起を行うとともに、所有者に対し、直接撤去指導を実施している。
- ・廃船・沈船等の廃棄物について撤去を行うとともに、河川管理上支障がある船舶に対しては、河川法に基づき撤去措置を講じている。
- ・行政代執行においてFRP船を処分する場合、河川管理者が直接指定取引場所あるいは中間処理工場に持ち込むこととなり、処分費用は後日船舶所有者へ請求される。



沈船・廃船の撤去



河川工事に支障がある船舶の撤去



重点対策個所での簡易代執行



2. 不法係留船対策の取組（6）【日本マリン事業協会の取組】

○FRP船リサイクルシステム

- 一般社団法人 日本マリン事業協会では、平成19年度から「FRP船リサイクルシステム」の全国展開を図っている。（詳細は「参考-1:FRP船の廃船処理方法」を参照）

○FRP船リサイクルシステムとは

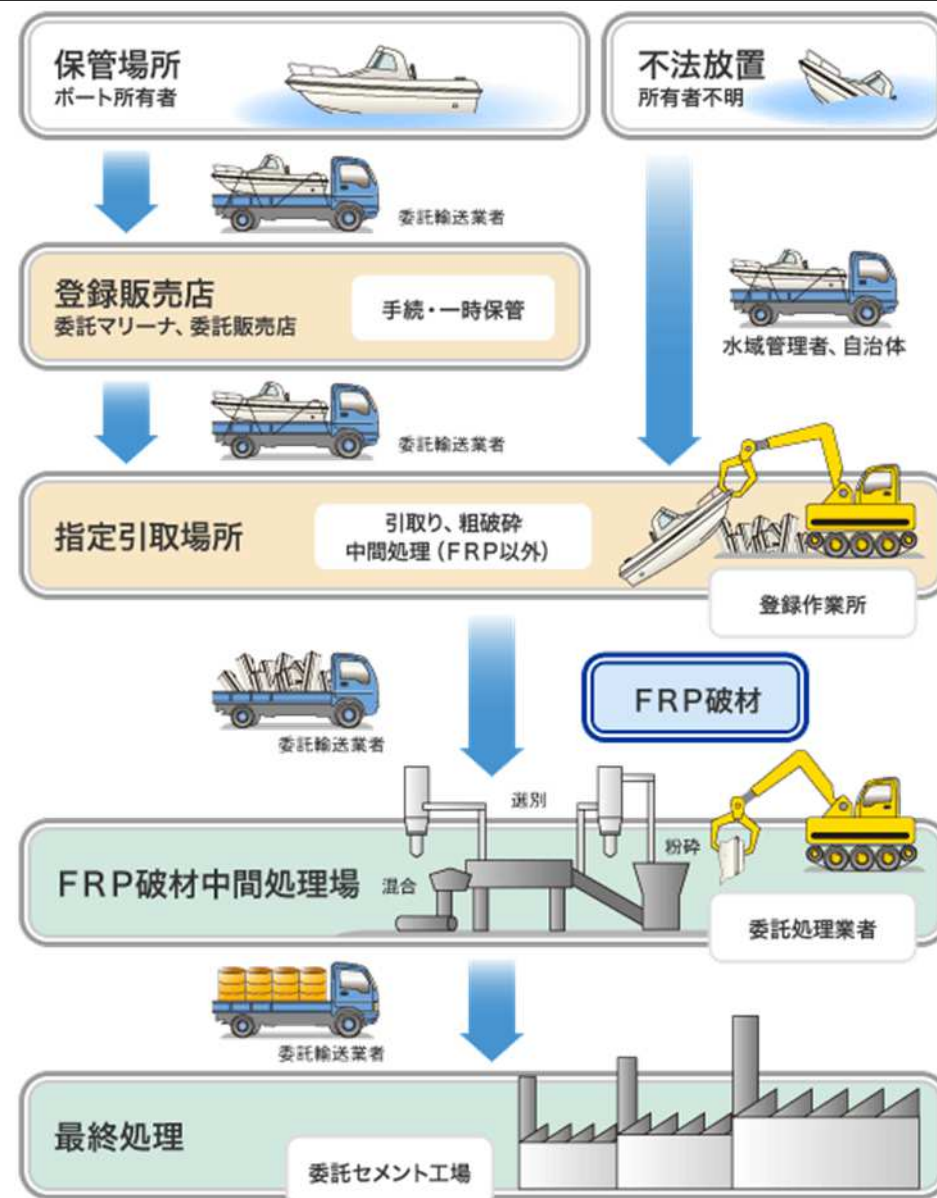
製造事業者としてEPR（拡大生産者責任）を全うし、循環型社会の形成に貢献することに加え、ユーザー皆様の廃船処理をしやすくする観点から不法投棄の防止にも寄与するものである。

○リサイクルの対象物

FRP船リサイクルシステムの対象は、FRP（ガラス繊維強化プラスチック）を材料として使用している小型船舶（モーターボート、ヨット、PWC、漁船など）、いわゆる「FRP船」が対象である。

○リサイクル料金

FRP船の船種及び船首から船尾までの実測の長さ（全長：LOA）により分類して設定している。本システムの参加事業者によるFRP船は、各事業者自らリサイクル料金の設定・発表をしている。



3. 利根川下流管内の係留施設の状況（1）

○管内の係留施設の状況(アンケート結果)

- ・利根川下流管内には、沿川自治体、及び漁業協同組合の管理する係留施設が41施設確認されている。
- ・施設構造としては、コンクリート構造が13施設、栈橋が3施設、係船柱等が25施設となっている。

コンクリート構造



コンクリート構造



栈橋



係船柱等



係船柱等



係船柱等

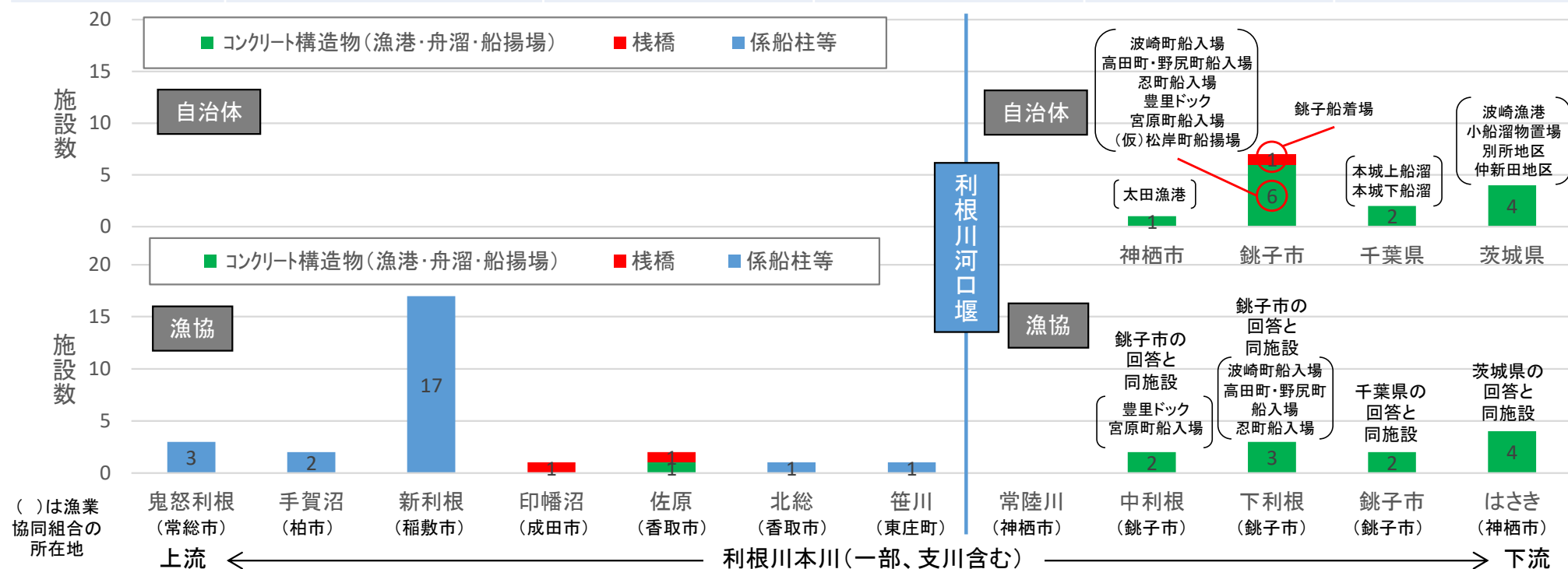


3. 利根川下流管内の係留施設の状況（2）

○管内の係留施設の状況(アンケート結果)

- ・概ね利根川河口堰を境に上下流で係留する船舶の種類、係留施設の構造や管理状況等に違いが見られる。

	主な構造等	管理状況	使用状況	出水時避難先	R1東日本台風の被害状況
利根川河口堰より上流側	単管による簡易な構造(桟橋、係船柱) 一部船溜あり	個人管理が多く、 施設が老朽化	減少傾向(セシウム、 高齢化の影響)	確保なし	一部の係船柱が流失 船舶の損壊・沈船
利根川河口堰より下流側	コンクリート構造物 (漁港、船溜、船揚場)	組合により管理され、 概ね良好(廃船・沈船あり)	漁業活動で使用されている	確保なし(一部漁協あり)	ドッグ内に土砂等が堆積



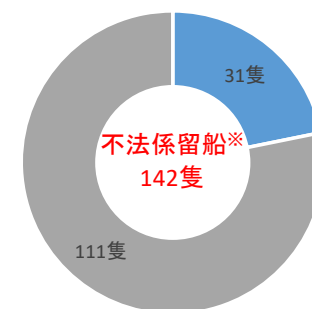
3. 利根川下流管内の係留施設の状況（3）

○接続水域の係留施設の状況(アンケート結果)

- ・接続水域の係留施設では、プレジャーボート以外の係留も可能であるが、係留可能船舶数は1施設当たり1～10隻で、計31隻と僅かであった。
- ・利用料金は一隻当たり13～27万/年(入会費除く)であった。



プレジャーボートの係留可能隻数



※R4.2月の不法係留船の内、利用されているプレジャーボートを集計

詳細アンケート調査結果

接続水域	施設名	所在地	係留可能船種			現時点での空き状況	利用料金
			漁船	漁船以外の生業船	プレジャーボート		
太平洋	銚子マリーナ	銚子市	○			10隻	千葉県内在住 海上248,000円(年間) 陸上198,000円(年間) 千葉県外在住 海上270,500円(年間) 陸上216,000円(年間)
常陸利根川	MGマリーナ鹿島	神栖市	○	○	○	1隻	初年度: 140,000円+入会費60,000円+船台50,000円 次年度以降: 140,000円+船台50,000円
長門川	北総マリン	栄町	○		○	数隻※	漁船・PB: 初年度: 130,000円(陸上) 漁船・PB: 次年度以降: 110,000円(陸上)
横利根川	イーストワン	香取市			○	0隻	漁船: 144,000円(年間)+入会金30,000円 PB: 144,000円(年間)+入会金30,000円

※5隻としてカウント

補足アンケート調査結果

接続水域	施設名	所在地	現時点での空き状況
横利根川	(株)スナガ 霞ヶ浦支店	稲敷市	5隻
横利根川	(有)水郷リバーサイドマリーナ	稲敷市	0隻※
常陸利根川	海洋マリーナ	神栖市	5隻
常陸利根川	サムライポートサービス	神栖市	0隻※
常陸利根川	水郷ポートサービス	潮来市	5隻

※パスポートのみ

4. 不法係留船による河川管理上の問題（1）

○不法係留船による河川管理上の問題

- ・不法係留船は、洪水の流下阻害、流出による河川管理施設等への損傷等の治水上の支障のほか、一般住民の自由使用の妨げ、景観の阻害、油の流出による自然環境への悪化等、様々な河川管理上の支障を引き起こす可能性がある。
- ・加えて、東日本大震災の教訓として、津波による背後住居等への二次被害が懸念されている。



洪水の流下阻害

井の口川/福井新聞ONLINE



河川管理施設等への損傷

遠賀川/遠賀川河川事務所HP



樋門・樋管の操作への支障

利根川下流



景観の阻害

多摩川



遠賀川/遠賀川河川事務所HP



津波による背後住居等への二次被害

石巻市/東日本大震災アーカイブ資料

4. 不法係留船による河川管理上の問題（2）

○河川改修事業への支障

- ・利根川下流部の無堤地区にて、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」として、令和3年度から7年度までの5か年に重点的かつ集中的に堤防等を整備しております。
- ・利根川下流河川事務所では、堤防整備や河道掘削等の治水対策やヨシ原や干潟の保全・再生等を実施予定であり、不法係留船等が事業推進の妨げとなることが懸念されます。

令和4年度 利根川下流河川事務所 事業概要

1. 治水対策の推進

- ① 利根川下流部河道掘削
- ② 利根川右岸築堤
- ③ 利根川左岸築堤

2. 危機管理対策の推進

- ④ 押付地区河川防災ステーションの整備

3. 美しい自然や良好な景観、自然共生空間の創出

- ⑤ 利根川下流自然再生

4. 安全で安心できる暮らしを支える導水路の管理

- ⑥ 北千葉導水施設管理

5. 安全性を持続的に確保するための維持管理

- ⑦ 河川維持修繕
- ⑧ 河川工作物関連応急対策

令和4年度事業位置図



⑤利根川下流自然再生

利根川左岸川尻自然再生工事箇所



R4年度の自然再生工事予定箇所に不法係留船が20隻確認されており、事業推進の妨げとなっている。



5. 放置艇ゼロ隻の早期達成に向けた行動方針(案)

○放置艇ゼロ隻の早期達成に向けた行動方針(案)

- ・平成17年7月に学識者、水面利用関係者、行政関係部署で構成される「利根川下流部水面利用協議会」において、秩序ある係留環境の指針として係留船対策計画が策定された。
- ・本計画に基づき不法係留船対策を実施しているが、計画策定から15年以上が経過した令和4年2月現在においても244隻の放置艇が確認されている。
- ・そのため、放置艇ゼロ隻を早期に達成し、秩序ある係留環境を実現するため、本協議会の関係者が実施すべき具体的な事項について、改めて行動方針としてとりまとめた。

《4つの行動方針(ポイント)(案)》

- ①それぞれの立場や役割に基づき主体的、かつ、継続的に行動する。
- ②地域毎に関係機関で情報や意見交換を行い、協働により地域固有の課題の解決を図る。
- ③不法係留対策の意義や取組内容について広く伝え、地域の理解が得られるよう努める。
- ④社会情勢や河川環境等の変化に応じて、実行力のある不法係留対策となるよう適宜見直しについて検討する。

6. 今後の利根川下流管内の不法係留船対策（1）

○不法係留船対策のための啓発活動（事例紹介）

- ・新たな不法係留船の発生防止のために、関係機関と連携した情報共有を構築するとともに船舶所有者を中心とした啓発活動を実施する必要がある。

河川内に無許可で船舶を係留することは法律違反です。

法律違反

なぜ河川に係留してはいけないのか？

無許可で河川内に船舶に係留することは、様々な支障を引き起こすおそれがあります。



係留杭による護岸の損傷 台風等によって船舶が沈没し、燃料流出による水質の悪化 船舶流出による家屋への二次被害

■不法係留船への取り組み

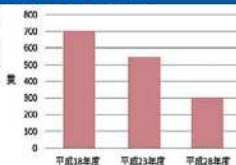
国土交通省木曽川下流河川事務所では、平成19年度より船舶所有者への指導、強制的な撤去措置を実施するなど、不法係留船対策を実施しています。



強制的な撤去措置の実施

■多数の船舶が不法係留されています。

木曽三川下流部における不法係留船は、減少しているものの、未だに多数の船舶が河川に不法に係留されています。



木曽三川下流部における不法係留船対策に係る計画（第2次）が策定されました。

■木曽三川下流部に許可なく船舶に係留されている方は...

自主的な撤去、マリーナ施設等への船舶の移動をお願いします。

なお、船舶の移動をされない場合は、指導・撤去を実施する場合があります。

■木曽三川下流部の係留施設に船舶に係留されている方は...

施設の管理者（各市町）の指導のもと、施設の維持管理、係留船舶の管理の徹底をお願いします。

出典：木曽川下流河川事務所HP



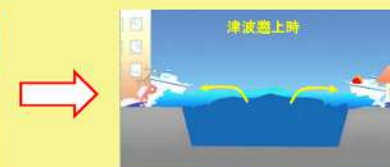
平作川は高潮や津波の影響を受けやすい河川です！



台風や発達した低気圧による高潮や、地震による津波の襲来に伴う船舶の流出や浸水のおそれがある。



河口が直接東京湾口に向かって開いているため、高潮・津波が遡上しやすい。



流出した船舶の家屋への衝突や、船の燃料による火災発生の危険があります！

不法係留は、法律による罰則（※）が適用されます。

※（3か月以下の懲役、又は20万円以下の罰金）

神奈川県横須賀土木事務所 許可指導課・河川砂防課
〒238-0022 横須賀市公郷町1-56-5
電話（046）853-8800（代表）

出典：神奈川県HP

6. 今後の利根川下流管内の不法係留船対策（2）

○利根川下流部係留船対策計画の見直し

- ・平成17年に「利根川下流部係留船対策計画」が策定されてから15年以上が経過し、策定当時と水面利用を取り巻く環境が変化しており、現状との不整合が生じている。
- ・今後は社会情勢や河川環境等の変化、また、激甚化する災害に対応した河川整備の進捗状況等に応じ、実行力ある不法係留対策となるよう適宜見直しについて検討する。

《利根川下流部係留船対策計画の改定のポイント(案)》

- ① 手賀川（利根川合流点～曙橋まで）を対象区域に追加
- ② 係留許可対象船舶の明確化（原則、生業船のみ係留可）
- ③ これまでの「暫定係留施設」を「係留施設」に位置づけ
- ④ 「将来の係留施設の計画」の項目を削除
- ⑤ 船舶所有者の責務に係留不要となった場合の対応を追記
- ⑥ 必要に応じて、係留船対策計画を見直すことを明記